

**道内自治体・広域連合に対する  
「介護保険制度の要介護認定・要支援認定に係る調査」(2010年2・3月調査)のまとめ《修正文》**

2010年4月21日  
北海道社会保障推進協議会  
会長 黒川 一郎

- (1) 調査名：「介護保険制度の要介護認定・要支援認定に係る調査」  
\*09年6・7月に行った調査の追跡及び10月からの基準見直しによる影響調査です。
- (2) 調査対象：道内171市町村・広域連合
- (3) 調査期間：2010年2月～3月中旬

(4) 調査目的

昨年4月からの要介護認定方法の見直しにより、新基準が導入された。そのことにより、「要介護・要支援認定区分」が従来よりも低く出ることが様々な調査で明らかになり、北海道社会保障推進協議会（北海道社保協）が09年6月に行った調査（7月16日発表）でも軽度判定が約2倍になることを明らかにした。

国は「経過措置」を設けてスタートさせ、「要介護認定見直しに係る検証・検討会」を設置し、検証を行った。その結果、国は判定基準の再見直しを行い、昨年10月から新たな基準で実施してきた。

しかし、再見直しは、調査項目や判定基準の変更、コンピューター判定の変更、審査会の関わりの変化などの内、判定基準の見直しにとどまった。

そのため、再見直しでも引き続き軽度判定となるのではないかとの懸念が出されていた。1月15日の「要介護認定見直しに係る検証・検討会」に出された厚労省の実態調査では、新基準導入前に比べてなお軽度判定の傾向があることを指摘している。また、淑徳大学の結城康博准教授が行った医師・専門家に行った調査で、63.9%が「昨年4月以前と比べると判定が軽くなる」と回答している。

そこで、北海道社保協は、再見直しによって介護度の判定結果にどのような変化が現れているのかを調査し、昨年に行った調査と比較・検討を行うこととした。

- 1) 10月からの判定基準変更時を挟んで、09年8～12月の各月における審査件数（更新者）及び更新前の区分に対する変更状況を調査した。
- 2) 同時期の新規申請者の要支援・介護度分布を調査した。
- 3) 本調査と09年6月に実施した調査と比較・検討を行った。

(5) 調査の回収状況

《調査票回収数》

	回収数	回収率
市部	26 (34)	76.5%
町村部	95 (134)	70.9%
広域連合	3 (3)	100.0%
合計	124 (171)	72.5%

( )内は対象数

空知中部広域連合～1市5町 日高中部広域連合～2町 大雪地区広域連合～3町

\*後志広域連合は未回答のため町村からの回答を採用。そのため、10町6村は町村部でカウントした。

(6) 調査結果

集計は、09年8・9月分（新基準適用時期）と11・12月（再見直し以降）に分けて行った。10月分については、9月分の申請が混在しているために比較対象から除外した。

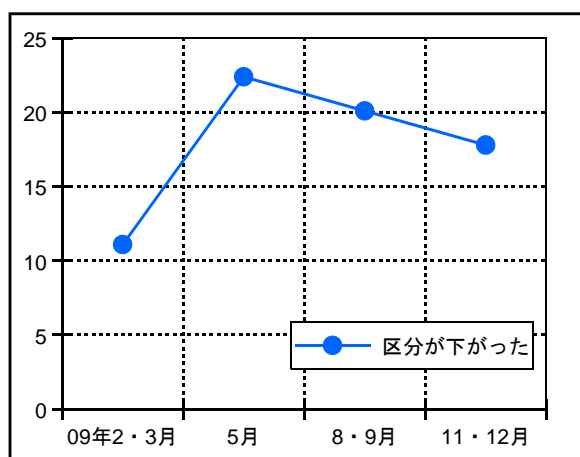
結果（1）：更新申請者の区分変更状況（前回の要支援・要介護度がどのように変わったのか）

	前回調査結果		今回調査結果	
	09年2・3月	09年5月	09年8・9月	09年11・12月
区分が上がった	23.7%	22.2%	22.7%	25.2%
区分が変わらず	65.2%	55.5%	57.2%	57.0%
区分が下がった	11.1%	22.4%	20.1%	17.8%
	基準改定前	新基準適用時期	再見直し後	

① 今回調査の10月からの再見直し前後で比較すると、「区分が下がった」が20.1%（8・9月）から17.8%（11・12月）と2.3%低下した。

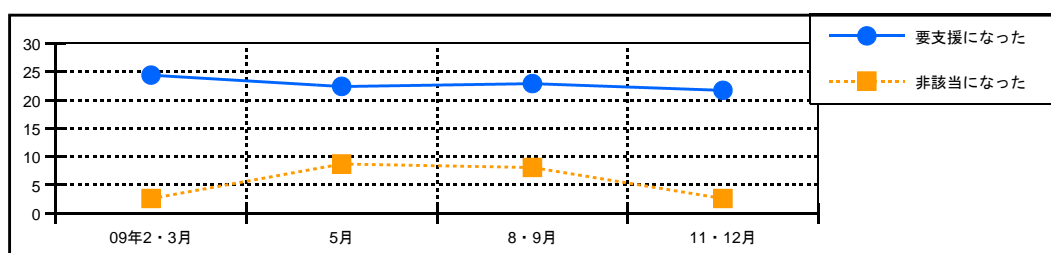
しかし、09年2・3月の改訂前の11.1%に比べると元に戻ってはず、1.6倍となっている。

② 「区分が上がった」は22.7%（8・9月）から25.2%（11・12月）へと上がり、改訂前の23.7%よりも若干高くなった。



結果（2）：更新申請者で前回より区分が下がった内で、「要介護から要支援になった」「非該当になった」者の比率

	前回調査結果		今回調査結果	
	09年2・3月	09年5月	09年8・9月	09年11・12月
要支援になった	24.4%	22.4%	22.9%	21.7%
非該当になった	2.6%	8.7%	8.1%	2.6%
	基準改定前	新基準適用時期	再見直し後	



① 「非該当になった」は、8.1%（8・9月）から2.6%（11・12月）と下がり、改定前に戻った。

② 「要介護から要支援になった」は、22.9%（8・9月）から21.7%（11・12月）となり、改訂前よりも下がった。

結果（3）：新規申請者の区分毎の比率

	今回調査結果	
	09年8・9月	09年11・12月
新規件数合計	6,667 (100%)	6,895 (100%)
要介護5	425 (6.4%)	398 (5.8%)
〃 4	447 (6.7%)	479 (6.9%)
〃 3	489 (7.3%)	522 (7.6%)
〃 2	810 (12.1%)	846 (12.3%)
〃 1	1,636 (24.5%)	1,661 (24.1%)
要支援2	1,021 (15.3%)	1,197 (17.4%)
〃 1	1,584 (23.8%)	1,612 (23.4%)
非該当	278 (4.2%)	184 (2.7%)

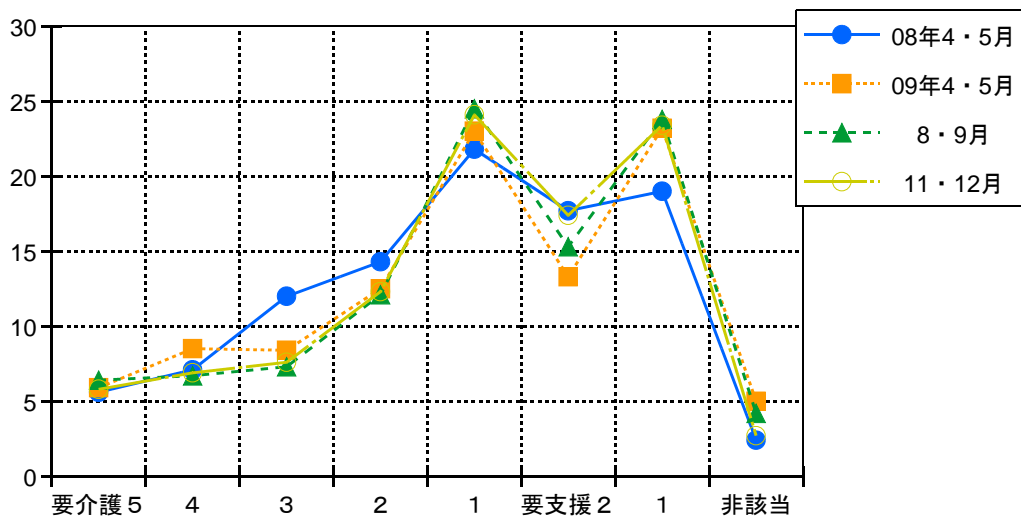
新基準適用時期
再見直し後

① 全体として大きな変化がない中で、「要支援2」の比率が上がり、「非該当」の率が下がった。

《参考：今回調査結果と厚労省発表データ比較（新規申請者）》

	厚労省発表		今回調査結果（再掲）	
	08年4・5月	09年4・5月	09年8・9月	09年11・12月
要介護5	5.6%	5.9%	6.4%	5.8%
〃 4	7.1%	8.5%	6.7%	6.9%
〃 3	12.0%	8.4%	7.3%	7.6%
〃 2	14.3%	12.5%	12.1%	12.3%
〃 1	21.8%	23.0%	24.5%	24.1%
要支援2	17.7%	13.3%	15.3%	17.4%
〃 1	19.0%	23.2%	23.8%	23.4%
非該当	2.4%	5.0%	4.2%	2.7%

基準改訂前
新基準適用時期
再見直し後



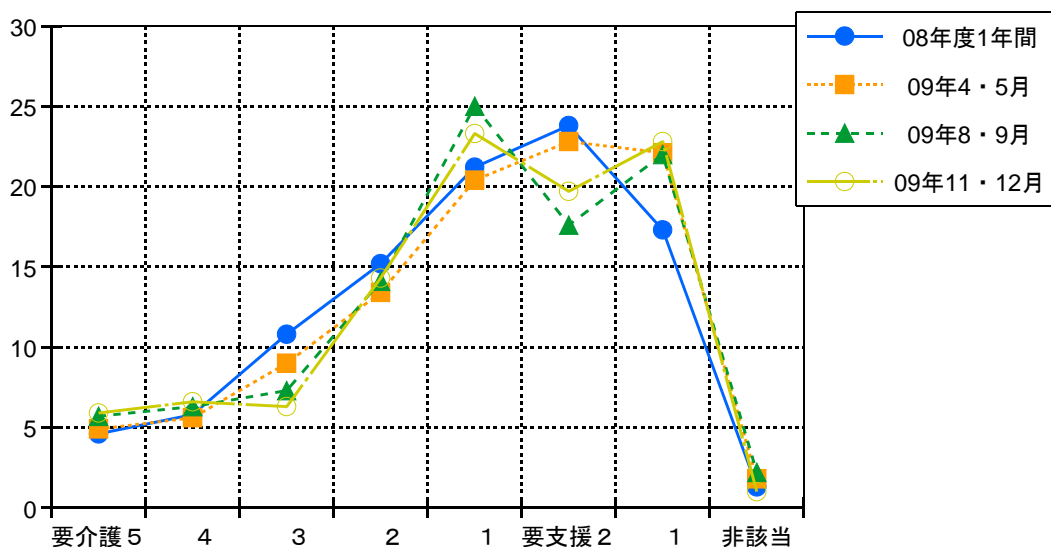
- ① 厚労省発表の4・5月分と今回調査の8・9月分は、同様の分布傾向であった。  
 ② 今回調査の再見直し後の「非該当」(11・12月)は、厚労省発表の改訂前(08年4・5月)の水準に近づいた。

- ③ 「要介護3」「要介護2」は再見直しでも変化が無く(8・9月分と11・12月分)、改訂前(08年4・5月)に比べて下がったままで、元に戻っていない。
- ④ 「要介護1」「要支援1」も再見直しで変化が無く(8・9月分と11・12月分)、改訂(08年4・5月)前に比べて増えたままで、元に戻っていない。

《参考：札幌市の新規申請者の判定状況比較》

	札幌市発表		今回調査結果(札幌市分)	
	08年度1年間	09年4・5月	09年8・9月	09年11・12月
新規件数合計	16,081件	2,640件	2,544件	2,606件
要介護5	4.6%	4.9%	5.7%	5.9%
〃 4	5.8%	5.6%	6.3%	6.6%
〃 3	10.8%	9.0%	7.3%	6.3%
〃 2	15.2%	13.4%	14.1%	14.3%
〃 1	21.2%	20.4%	25.0%	23.3%
要支援2	23.8%	22.8%	17.6%	19.7%
〃 1	17.3%	22.1%	22.0%	22.8%
非該当	1.3%	1.8%	2.2%	1.0%

基準改訂前
新基準適用時期
再見直し後



- ① 札幌市について今回調査を見ると、要支援2の比率が上がり、要介護1・非該当の率が下がった。(8・9月分と11・12月分)
- ② 札幌市発表のデータとの比較では、再見直し後は、08年度(改訂前)に比べて、要介護1以下で3.2%増え、特に要支援1は5.5%増加している。

## (7) 結果の評価

1) 調査結果では、「非該当」になる方の比率は、改訂前の状況に比べて元に戻った。

しかし、軽度判定については、更新申請者では改善傾向にあるものの、依然として改訂前の1.6倍になっている。新規申請者については、改訂前に比べて軽度に判定される傾向はほとんど改善されていないことが判った。

これは、昨年4月からの変更点である「調査項目の変更」や「コンピューターによる一次判定の変更」、「認定審査会資料の統計指標の削除」等については見直しが全く行われず、「判定基準の変更」に限定されたためと考える。

そもそも、4月からの改定は、日常生活動作に特化したものになっており、認知症などは軽く判定されるという問題について検討されていない。

2) 昨年4月からの判定システムの変更によって、軽度に判定され、必要なサービスが受けられない問題が明らかになった。国は、更新申請者には経過措置を導入したが、新規の申請者は最初から要介護度・要支援度が低く出ること重大な問題であった。

今回の調査から、軽度に判定される問題は解決されていず、経過措置も無くなったことを考えると更に被害が拡大しており、10月からの再見直しは不十分であったと考えられる。

3) 1月15日に開催された「要介護認定見直しに係る検証・検討会」の報告では、『(5)ただし、要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、おおむね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である』としている。

確かに、「非該当」については昨年4月以前に戻ったが、軽度者については「大幅に減少している」とは言えない。

改めて、国及び関係機関による調査・検証を求めたい。

4) 本来、介護度は、高齢者が必要とされる介護が受けられるかどうかに関点を置いて決めるべきである。

「要介護認定制度」が介護給付費抑制の調整弁としての役割が依然として変わっていない。不十分な調査項目や判定基準、コンピューターによる機械的な判定、1件の審議時間が数分という審査会での審議などで適切な判定はできないと考える。

要支援・要介護認定制度の抜本的な見直しを求めたい。

担 当：吉岡恒雄（北海道社保協事務局長）

連絡先：

〒001-0014 札幌市北区北14条西3丁目1-12

TEL:011-758-2648 FAX:011-758-4666

E-mail:shahokyo@dominiren.gr.jp